

◎商工業振興助成金・補助金制度

●商工業振興助成金交付による支援制度

制度の内容		村内に工場・店舗その他事業所等を新設、移設、増設又は空き工場を取得した者に対し、新たに取得した固定資産について固定資産税相当額を助成金として交付する。					
区分	対象地域	助成対象	助成率(予算の範囲内)				
			助成額:投下固定資産税相当額				
			区分	土地	家屋	償却資産	
工場設置	村内一円	新設 村内に工場等を有しない者が、新たに村内に工場を設置するもので、土地・家屋及び償却資産の初期投下固定資産取得額が3億円以上で、かつ新規雇用が10人以上期待できるもの	第1～3年度	100%	100%	100%	
			第4年度	50%	50%	—	
			第5年度	25%	25%	—	
			第1～3年度	第1年度	100%	100%	100%
				第2年度	75%	75%	50%
		第3年度		50%	50%	—	
		移設 村内に工場等を有する者が村内にその全部又は一部を移設した場合、移設に係る土地・家屋の初期投下固定資産取得額が3,000万円以上のもの	第1年度	100%	100%	100%	
			第2年度	50%	50%	—	
		増設 村内に工場等を有する者が、当該施設を増設する場合、増設に係る土地・家屋の初期投下固定資産取得額が3,000万円以上のもの(改築分対象外)	第1年度	100%	100%	100%	
			第2年度	50%	50%	—	
第3年度	25%		25%	—			
上記のうち中小企業者が行う場合、土地・家屋の初期投下固定資産取得額が1,500万円以上のもの(改築分対象外)	第1年度		100%	100%	100%		
	第2年度	50%	50%	—			
空き工場取得	取得	村内の空き工場の取得に係る土地・家屋の初期投下固定資産取得額が3,000万円以上のもの	第1年度	100%	100%	—	
店舗その他の事業所等設置	新設 移設 増設	土地・家屋の初期投下固定資産取得額が1,000万円以上のもの(改築分対象外)	第1年度	100%	100%	—	
			上記のうち小規模事業者が行う場合、土地・家屋の初期投下固定資産取得額が500万円以上のもの(改築分対象外)	第1年度	100%	100%	—
借地工場用地の取得	取得	既設工場用地が借地であり、これの取得に係る土地の投下固定資産が1,500万円以上のもの	第1年度	100%	—	—	
申請・支払	固定資産取得日の翌年の6月30日までに、村長に指定申請書を提出、審議会の審査により指定決定し、固定資産税課税年度末までに支払。						
申請書類	○指定申請書(添付書類) ○土地売買契約書写及び登記事項証明書 ○家屋は工事契約書写及び設計図書 ○償却資産は売買契約書写し(家屋・償却資産取得明細表) ○法人定款写し、登記事項証明書 ○その他						

令和3年度

商工業振興資金制度のしおり

★ 商工業振興資金あっせん制度

★ 商工業振興利子補給制度

★ 商工業振興助成・補助制度

●空き家・空き店舗等活用事業補助金

1ヶ月の賃借料の2分の1以内を12ヶ月分補助する。(上限5万円/月)

●創業支援助成金

創業に伴い掛かった経費の2分の1以内を助成する。(上限50万円)

●Uターン・Iターン等活用企業助成金

Uターン者・Iターン者又は村出身の大学等新卒者を正規雇用した事業者及び雇用された本人に助成金を交付する。
助成金額10万円/1人

●小規模企業退職共済掛金補助金

退職共済新規加入者1人につき1ヶ月300円を1年間補助する。

※各種補助金・助成金を受けるためには要件があります。詳細はお問い合わせください。

宮 田 村

◆ 問い合わせ先

宮田村役場産業振興推進室

Tel.0265-85-5864

宮田村商工会

Tel.0265-85-2213

◎商工業振興資金等あっせん制度資金

※ 掲載の貸付条件は、令和4年3月31日までに融資実行されたものに適用されます。

【書類関係】

制度資金	資金内容		貸付条件											取扱金融機関		
	資金名	申込対象者	貸付限度額		貸付利率	利子補給	実質金利(期間内)	貸付期間	据置	保証人	担保	保証料	償還方法			
商工業振興資金	振興資金	村内で事業を営む中小企業者	設備	1企業につき	1,000万円	年利2.1%	年利2.1% うち0.4%分 3年間 利子補給	1.7% 3年間	7年以内 ただし自動車は 5年以内	6ヶ月以内	保証協会の定めるところによる	原則として 長野県 信用保証 協会の保 証貸付と し、保証 料につい ては、保 証料率に 係わらず 全額村補 給とする。	分 割 返 済	アル プス 中央 信用 金庫 宮田 支店	八 二 銀 行 宮 田 支 店	
			運転	1企業につき	500万円				5年以内	6ヶ月以内						
	小口事業資金	村内で事業を営む中小企業者	設備	1企業につき	1,000万円	年利2.1%	年利2.1% うち0.6%分 3年間 利子補給	1.5% 3年間	5年以内	-						必要に応じて 徴する。
			運転	1企業につき	500万円				5年以内	6ヶ月以内						
	創業支援資金	新規開業予定者及び新規開業 してから1年未満の者で、商工会 の経営指導員等の経営指導を 受けて適切な創業計画等を作 成し、村内で事業を営む中小企 業者	設備	1企業につき	500万円	年利1.1%	-	1.1%	7年以内	6ヶ月以内						徴しない。
			運転	1企業につき	500万円				7年以内	6ヶ月以内						
	特別運転資金 拡大	村内で1年以上継続して事業を営 む中小企業者で、経営の安定に支 障を生じたと認められる次のい ずれかに該当する者 (1) 売上、生産量が前年より減少 している者 (2) 取引先の倒産による関連倒産 の防止の為の資金を必要とする 者 (3) 手形の不渡り、売掛金の回収 困難の者 (4) 国県の指定した不況業種を営 む者 (5) 直近3ヶ月の原油又は石油製 品若しくは原材料の仕入価格 が直近決算、または過去3年 いずれか同期に比べて上昇 し、かつ、直近の3か月の売 上げ高に対する「売上原価」 または、「販売費及び一般管 理費」の割合が直近決算また は過去3年いずれか同期に比 べ増加している者	設備	1企業につき	1,000万円	年利1.8%	全額 (年利1.8%) 3年間 利子補給	0.0% 3年間	10年以内	1年以内						必要に応じて 徴する。
			運転	1企業につき	1,000万円				10年以内	1年以内						
	特別経営 安定対策資金 拡大	村内で事業を営む中小企業者で、 資金の借換えにより経営安定を図 ろうとする者のうち次のいずれに も該当する者 (1) 借入れ後、1年以上経過した 宮田村商工業振興資金(ただし、 特別経営安定対策資金を除く。)の借換えであること。 (2) 同一金融機関での借換えであ ること。 (3) 従前の借入金について責任共 有制度(保証協会と金融機関 との間で責任を共有する制度 をいう。以下同じ。)対象の 保証を利用した場合にあって は、借換えに際し、責任共有 制度の保証を利用すること。 従前の借入金に対し返済の延 滞がないこと。 (4)	設備	1企業につき	2,000万円	年利2.1%	全額 (年利2.1%) 1年間 利子補給	0.0% 1年間	10年以内	1年以内						必要に応じて 徴する。
			運転	1企業につき	2,000万円				10年以内	1年以内						
用地取得資金	村内で1年以上継続して事業 を営む中小企業者	-	直接事業に要 する用地の取得 資金(宮田村土 地利用計画又 は宮田村都市 計画用途地域 に適合している 土地)	1,000万円	年利2.1%	年利2.1% うち1.2%分 4年間 利子補給	0.9% 4年間	500万円未満 7年以内	6ヶ月以内	必要に応じて 徴する。						
		-		500万円以上 10年以内				1年以内								
商工業後継者 育成資金	村内商工業に従事する者で家 業を継続する者を有する中小 企業者	設備	1企業につき	1,000万円	年利2.1%	年利2.1% うち1.2%分 3年間 利子補給	0.9% 3年間	7年以内	6ヶ月以内	1人以上の連帯 保証人を要す る。	原則として 徴しない。					
		研修	研修日数 7日以上	100万円				3年以内	3ヵ月以内							

区分	提出部数	振興		小口事業	創業支援	特別運転	特別経営安定対策	用地取得	後継者育成	
		設備	運転							
申込書(規定様式)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	
貸借対照表(又は試算表)及び損益計算書又はこれに準ずるもの ※ 決算後6ヶ月を超える場合は試算表を添付する	2	○	○	○		○	○	○	○	
設備計画書及び見積書並びにカタログ	2	○		○	○			○	○	
許可証等の写(許可を必要とする業種)または宣誓書(主たる事業所に係る許可書等を添付)	2	○	○	○	○	○	○	○	○	
対象用地位置図及び謄本	2							○		
用地の利用計画図及び事業計画書	2							○		
後継者と認められた書類	2								○	
研修計画書(研修資金に限る)	2								○	
経営向上計画書兼事業内容及び資金計画書	2					○	○			
村税等納付状況閲覧「同意書」	1	○	○	○	○	○	○	○	○	
特別運転資金(5)の証明できる書類	2					○ (5)				
創業計画書(添付書類:源泉徴収票・通帳の写し、残高証明等)、経営指導員による創業計画に関する意見書(※新規開業予定者が提出)	2					○				
収支等計画書(※創業後1年未満の者が提出)	2					○				
借入残高証明書	1							○		
定款の写(初めての申込者に限る)	1	○	○	○	○	○	○	○	○	
登記簿謄本(同上)	1	○	○	○	○	○	○	○	○	
住民票(同上)	1	○	○	○	○	○	○	○	○	
信用保証委託契約書	1	○	○	○	○	○	○	○	○	
保証協会団信加入希望確認書	1	○	○	○	○	○	○	○	○	
連帯保証人資産負債状況	保証協会の定めるところによる								○	研
印鑑証明(申込者及び連帯保証人)	1 申込	○	○	○	○	○	○	○	○	
	1 連保	保証協会の定めるところによる								○

【貸付対象者】

区分	村内事務所		村外事務所		
	設備	運転	設備	運転	
法人	登記が村内	○	○	×	○
	登記が村外	○	○	×	×
個人	住所が村内	○	○	×	○
	住所が村外	○	○	×	×